固定資産税に関するお知らせ

● 固定資産税って？

毎年度1月1日を基準（賦課期日）として、資産（土地・家屋・償却資産）に対して課税されます。
市町村税収の大きな割合を占める基幹税目です。
町内で所有する固定資産について、総課税標準額が免税点である土地30万円・家屋20万円・償却資産150万円を超えると税額が発生します。
（令和９年度課税以降：土地30万円・家屋30万円・償却資産180万円へ引き上げ）

● 申告・申請にご協力ください！

土　地

【住宅用地】
新たに居住用家屋を新築、取り壊し、または利用を開始した宅地がある場合、課税標準額について200㎡分まで⅙、200㎡を超えた分を⅓とする特例の適用可否を判断します。

【地目変更】
登記地目と現況が変わっている場合、現況地目を変更します。
※まずは地目変更登記をご検討ください。

家　屋

【新　築】
新たに建築した家屋がある場合、1月1日時点での完成引き渡し状況、利用状況により課税を判断します。
※家屋とは、居住用のほか、店舗、工場、倉庫など①外気を分断、②土地に定着し、③用途に供しうる状態にあるものです。

【改築・リフォーム】
工事前の床面積より増加部分がある場合は新たな課税対象となります。また、改築にあたり柱や骨組みだけになる場合は別家屋として再評価を行います。

【取り壊し】
取り壊した家屋がある場合、1月1日時点で存在していないことが確認できれば翌年度課税から取り消します。
まずは税務班へ申告していただき、登記のある家屋については、高知地方法務局香美支局へ滅失登記申請を行ってください。
※家屋調査済証の返却にご協力ください。



家屋調査済証（見本）

その他

【現に所有している者の申告】
土地・家屋の登記名義人が亡くなっている場合、現に所有している相続人などを申告していただく必要があります。
登記されていない家屋については、課税上の所有者名を変更することもできます。

【特例・減免・減額の申告・申請】
固定資産税については、地方税法や大豊町税賦課徴収条例で定められた特例などが多くありますが、申告・申請を必要としています。
特に、減免については毎年申請していただく必要がありますのでご注意ください。

問い合わせ　住民生活課　税務班

住民税申告・確定申告はお早めのご準備を

● 農業 営業 不動産所得がある方

収支内訳書を事前に作成しておいてください。収入内訳がない場合は受付できないことがありますのでご注意ください。

● 所得が年金のみの方

年金から所得税の源泉徴収されている方は、毎年9月ごろに年金事務所から扶養親族等申告書が送付されています。受給者本人が障害者・寡婦等に該当する場合や控除対象となる扶養親族がいる方はこの申告書を年金事務所に提出してください。



● 医療費控除を受けられる方

病院ごと、人ごとに領収書を分けて集計してください。

● 無収入 非課税収入のみの方

申告が必要になります。未申告の場合、保険料など各種制度の軽減や給付措置が受けられない場合があります。
住民税申告・確定申告の日程などの詳細は2月号に掲載する予定です。
※毎年、申告時期は窓口が混雑し、お待ちいただくことがあります。スムーズに申告いただくためにも早めのご準備をお願いします。

問い合わせ　住民生活課　税務班

11月11日から17日は「税を考える週間」です

税務署では、この期間を「税を考える週間」として、さまざまな広報広聴活動を行っています。その一環として、「税に関する作品展」を次のとおり開催しますので、ぜひご来場ください。

期　間　11月11日（水）～17日（火）
場　所　サニーアクシス南国店
内　容　大豊町、南国市、香南市、香美市および本山町の小・中学生などから応募のあった税に関する習字・ポスター・作文などの優秀作品の展示

問い合わせ　南国税務署総務課　TEL 088（863）3252

eLお支払いサイトについて

個人住民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税につきましては納付書に記載のある二次元コードもしくはeL番号を利用してキャッシュレスで納付することができます。
決済方法については、クレジットカード・インターネットバンキング・口座振替・ペイジー・各種スマホ決済（PayPayなど）が利用できます。
利用方法や決済方法についての詳細はeLお支払サイトからご確認ください。
※今後は税以外の公金支払いにも対応していく予定です。

